

試験・成績評価・進級および卒業に関する規程

第1章 総則

(総則)

第1条 学則に定める授業科目の評価、進級及び卒業に関しては、この規程の定めるところによる。

第2章 試験

(試験)

第2条 定期試験は、原則として学期末毎に実施するが、必要あるときは随時これを行うことができる。

2. 原則として、前期科目は前期末に、後期科目は後期末に定期試験を実施する。ただし、授業科目のうち実習及び実技等を行うものにおいては、授業時間内に試験を実施し、定期試験期間内で実施しないこともある。

3. 授業科目によっては、別の方法により定期試験に替えることができる。

(試験実施の掲示)

第3条 試験の授業科目、日時等は、原則として1週間前までに掲示する。

(受験資格)

第4条 次の各号に該当する者は、受験資格がない。

- (1) 各授業科目の出席が総授業回数の3分の2に満たない者
- (2) 定期試験開始より30分以上遅刻した者
- (3) 追試験、再試験に関わる手続きを終えていない者

(試験実施中の退室)

第5条 試験開始後30分間及び試験終了前5分間は退室できない。

(受験心得)

第6条 定期試験の受験に際しては、次に掲げる事項を守らなければならない

- (1) 受験者は、監督者の指示に従うこと。
- (2) 受験者は、必ず学生証を持参し、受験中これを机上に提示しておくこと
- (3) 不正行為は絶対に行わないこと

2. 試験中に不正行為をした者、あるいは不正行為があったと認められた者については、当該試験は不合格とし、懲戒規程によって処分する。

(追試験)

第7条 第2条で規定する試験を受験できなかった者は、追試験を受けることができる。

(追試験の受験資格)

第8条 前条の規定に基づく追試験を受験できる者は、次の各号の1に該当する者で、学校長が認めた者とする。

- (1) 病気及び負傷のため、登校できなかった者
- (2) 火災、風水害、交通事故及び交通遮断などで登校不能となった者
- (3) 忌引きのため受験できなかった者
- (4) その他学校長がやむを得ないと認めた者

(追試験受験の手続き)

第9条 追試験を希望する者は、当該科目の試験実施日以降すみやかに、担任に申し出し「追試験手続き許可証」を受け取り、事務局にて「追試験手続き許可証」を提出し、追試験手続きを行わなければならない。

2. 前条第1号、第2号及び第3号の規定に該当する者は、受験できなかった理由を証明する書類を提出しなければならない。

(再試験)

第10条 第2条で規定する試験に不合格であった者は、1回限り再試験を受けることができる。

2. 前項により再試験を希望する者は、成績発表後すみやかに、事務局にて再試験料1科目につき2,000円を納入し、再試験手続きを行わなければならない。

(追、再試験実施の掲示)

第11条 追試験、再試験の教科目及び日時等はその都度掲示する。

第3章 評価基準

(成績の評価)

第12条 成績評価は原則として学期末（前期、後期）に行う。

(成績評価の方法)

第13条 成績評価は、各授業科目の総合成績（実習を含む）を100点満点とし、60点以上を合格とする。ただし、1点未満の端数があるときは、四捨五入する。また、成績証明書への記入は以下の段階評価で行う。

A (100～80点) B (79～70点) C (69～60点) D (59点以下)

2. 追試験の成績評価は得点の9割とする。
3. 再試験の成績評価は、成績結果が60点以上であっても60点とする。
4. 臨床実習の成績評価の規程は別に定める。

(履修認定)

第14条 各授業科目の総授業回数の3分の2以上出席し、前条第1項の規定においてC評価以上取得した者に対して履修を認定する。

第4章 進級及び卒業

(進級認定)

第15条 進級は、学則に定める当該学年の所定の科目を全て履修している者で学校長が認めた者とする。

2. 前項に該当しない者は、運営会議により判定を行う。

(卒業認定)

第16条 卒業は、最終学年次に履修すべき科目(実習を含む)を全て履修している者で学校長が認めた者とする。

2. 前項に該当しない者は、運営会議により判定を行う。

(原級留置)

第17条 進級若しくは卒業を認められなかった者、或いは原級留置の保留を取り消されたものは、原学年に留め置く。

(原級留置の再履修科目)

第18条 原級留置となった者は原学年に留まり、履修認定された基礎分野を除く科目については再履修しなければならない。

附 則

この規定は平成13年4月1日から施行する。

この規定は平成14年4月1日から施行する。

この規定は平成22年7月1日から施行する。

この規定は平成23年4月1日から施行する。

この規定は平成28年4月1日から施行する。